企業年金基金 脱退一時金受給方法確定書

本様式は、過去に脱退一時金の請求にあたり、「選択を保留する」を選択した方が、1年以内に受給方法を確定したことを申し出るための様式です。

以前に「選択を保留する」を選択した方にご提出いただく様式ですので、該当しない方は「様式4号30号」をご利用ください。

							甲	出日	年	月	日
加入者番号(7桁の氏名コード)				生年月日				脱退年月日(退職日)			
0 0	0			昭和 平成 令和	年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	Ħ
フリカ・ナ				電話番号 (日中に連絡のつく番号をご記入ください)						い)	
氏 名 (自署)								_	_		
郵便番号			住所								
	-	フリカ		}							
退職金受給の有無			<u></u> 住所								
あり ・ なし いずれかに○をつけてください。											
※<u>いずれか1つ</u>の受給方法に✔ をお付けください。											
他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する (注)退職の翌日から1年が経過した場合は移換することができません。											
【移換先名称】 ※右枠内にご記入ください。											
【提出物】・様式年第31号(本紙) ・移換申出書(転職先または加入受付金融機関より入手してください)											
企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換する											
(注1)退職の翌日から1年が経過した場合は移換することができません。 (注2)脱退一時金相当額に応じて、最低1,100円の手数料が差し引かれます。											
【提出物】·様式年第31号(本紙)											
脱退一時金を受給する											
【提出物】・様式年第31号(本紙) ・退職所得に関する申告書(退職金を受給していない方も提出が必要です) ・退職所得の源泉徴収票の写し(退職金を受給した方のみ提出してください) ※退職所得に関する申告書・退職所得の源泉徴収票の写しの提出がない場合は、退職所得控除が											

資格喪失(退職日の翌日)から1年以内に本書の提出がない場合は、移換期限超過となり、 脱退一時金しか選択できないため、基金から脱退一時金が支給されます。 その際、退職所得控除が受けられないため、脱退一時金支給額より源泉徴収されます。

受けられないため、源泉徴収されます。

[様式:年第31号]

加入者番号(7桁の氏名コード)

記入見本

企業年金基金 脱退一時金受給方法確定書

本様式は、過去に脱退一時金の請求にあたり、「選択を保留する」を選択した方が、1年以内に受給方法を確定したことを申し出るための様式です。

生年月日

以前に「選択を保留する」を選択した方にご提出いただく様式ですので、該当しない方は「様式4号30号」をご利用ください。

申出日 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

脱退年月日(退職日)

0 0	0 1 2 3 4 5	6 7 昭 ^元 令 ^元	成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
フリカ゛ナ	ネンキ	ンタロウ	電話番号 (日中に連絡のつく番号をご記入ください)					
氏 名 (自署)	年金	太郎	000 - 0000 - 0000					
	郵便番号	住所						
		フリガナ	○○ケン ○○シ ○○マチ 1-2-34					
1 2	3 - 4 5 6 7		○○県 ○○市 ○○町 1-2-34					
	退職金受給の有無	住所	○○○マンション 123ゴウシツ					
V	あり・ なし いずれかにOをつけてください。		○○○マンション 123号室					
※<u>いずれか1つ</u>の受給方法に✔ をお付けください。								
他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する (注)退職の翌日から1年が経過した場合は移換することができません。								
【移換先名称】 ※右枠内にご記入ください。								
【提出物】・様式年第31号(本紙) ・移換申出書(転職先または加入受付金融機関より入手してください)								
企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換する								
(注1)退職の翌日から1年が経過した場合は移換することができません。 (注2)脱退一時金相当額に応じて、最低1,100円の手数料が差し引かれます。								
【提出物】·様式年第31号(本紙)								
▶ 脱退一時金を受給する								
【提出物】・様式年第31号(本紙) ・退職所得に関する申告書(退職金を受給していない方も提出が必要です) ・退職所得の源泉徴収票の写し(退職金を受給した方のみ提出してください) ※退職所得に関する申告書・退職所得の源泉徴収票の写しの提出がない場合は、退職所得控除が 受けられないため、源泉徴収されます。								

資格喪失(退職日の翌日)から1年以内に本書の提出がない場合は、移換期限超過となり、 脱退一時金しか選択できないため、基金から脱退一時金が支給されます。 その際、退職所得控除が受けられないため、脱退一時金支給額より源泉徴収されます。